

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係(担当)]

通信指令課 通信第1係
契約検査課 契約担当

議案名

議案第9号 和解について

趣旨・目的

桐生市消防救急無線デジタル化整備工事に關し、談合が認定された無線機器製造業者である株式会社富士通ゼネラルに対し、本市に生じた損害の賠償請求について実情に即した解決を図るため、和解に応じるに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

概 要

次のとおり和解しようとするものです。

1 和解の相手方

神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号

株式会社富士通ゼネラル

代表取締役社長 増田 幸司

2 和解の内容

(1)株式会社富士通ゼネラル(以下「FG」という。)は、桐生市に対し、桐生市消防救急無線デジタル化整備工事の契約に関する独占禁止法違反にかかる損害賠償として、6,800万円の支払義務があることを認める。

(2)FGは、桐生市議会において議決がなされたときは、桐生市に対し、その翌日を起算日として30日以内に、6,800万円を口座振込により支払う。振込手数料は、FGの負担とする。

(3)桐生市及びFGは、本件損害賠償請求に關し、桐生市及びFGの間には本和解に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

3 事件の概要

平成20年5月13日付け総務省告示第291号により全国の消防本部が一斉に実施した消防救急無線デジタル化整備において、無線の機器製造業者であるFG、日本電気(株)、沖電気工業(株)、日本無線(株)、(株)日立国際電気が談合を行った。桐生市においては、平成25年5月17日に入札を実施し東日本電信電話(株)が落札、FGは2次請負(機器納入メーカー)として請負契約に関わっていた。

談合に対し、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を出

し、FG 以外の 4 社は命令に従ったが、FG は本措置を不服とし、東京地方裁判所へ取消訴訟を提訴していた。令和 6 年 3 月 21 日に最高裁が FG の上告を棄却したことで談合が確定したため、独占禁止法第 25 条による損害賠償請求が行える状況となったもの。

背景・経過

1 手続の経過

年 月 日	内 容
平成 29 年 2 月 2 日	公正取引委員会が、販売メーカー 5 社に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を出す。
平成 29 年 8 月 2 日	FG は措置命令を不服とし、取消訴訟を東京地方裁判所へ提訴
令和 6 年 3 月 21 日	最高裁が、FG の上告を棄却(談合が確定)
令和 6 年 9 月 30 日	損害賠償に関し、桐生市の主張書面を FG へ送付
令和 6 年 11 月 11 日	FG から桐生市へ主張書面が送付される。
令和 6 年 12 月 17 日	FG から桐生市へ和解案が送付される。

(この間、8 回の顧問弁護士法律相談を実施)

2 和解案受諾の理由

- (1) 本和解案は、適切な算出根拠を基に損害賠償額を算出しており、さらに裁判の和解実績の平均を上回っている。
- (2) 本和解案をもって和解することにより、早期賠償が実現できる。
- (3) 仮に損害賠償請求訴訟を提起した場合、過去の判例の和解金額が参考値となり、本和解を上回る桐生市に有利な判断が出るか不透明であること。
- (4) 顧問弁護士からは、本和解案の内容は妥当なものであり、本市に生じた損害額の賠償請求は、実情に即した解決であるとの見解を得ている。

参考資料

1 和解（案）の金額について

本和解（案）	契約金額（税込）	和解金額	割合(%)※
	1,034,220,000 円	68,000,000 円	6.57%

2 富士通ゼネラルの裁判での和解実績

消防本部等名	契約金額（税込）	和解金額	割合(%)※
A 消防本部	227,850,000 円	9,000,000 円	3.9%
B 消防局	683,550,000 円	31,000,000 円	4.5%
C 消防本部	102,900,000 円	3,000,000 円	2.9%

D 消防本部	183,750,000 円	6,341,075 円	3.5%
E 消防局	707,700,000 円	33,000,000 円	4.7%
F 消防本部	498,750,000 円	43,793,704 円	8.8%
G 消防局	383,743,500 円	16,200,000 円	4.2%
H 消防局	1,719,465,000 円	84,400,000 円	4.9%
I 消防本部	187,950,000 円	4,000,000 円	2.1%
		平均	4.4%

3 群馬県内の和解実績

消防本部等名	契約金額（税込）	和解金額	割合(%)※
高崎市・安中市消防組合 ほか5 一部事務組合消防 指令事務協議会	523,425,000 円	20,000,000 円	3.82%

※上表 1～3 の「割合(%)」については、契約金額からみた和解金額の比率で算出